

指定集落内建物(住宅以外)開発行為許可申請審査表

【市街化調整区域内、法29条、法34条14号、群馬県開発審査会提案基準4】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。
 ■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表(群馬県ホームページ上に公開)する。

申請者	住所 氏名		申請地	
予定建築物の用途	※属人性の強い許可		当該中学校	中学校
技術基準の適用	自己業務用		手数料	円
農転調整	有・無	4条・5条	代理人 連絡先	TEL
		月可 月保留		

※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条~34条の各規定の適否を審査する。
 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と称す)』の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照

番号	適否	名称【関係規定】	●...記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲...簡素化に係る説明(平成28年度以降)
1		開発行為許可申請書【省令16条】	●1欄の地番は昇順に記入。2欄は実測面積記入(小数点以下四捨五入)。
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。
3		申請理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載。土地が使用貸借の場合、将来相続予定である旨明示。
4		設計説明書【省令16条】*1	●台帳面積は地目別概要欄に()で記入 ●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記入
5		└付表1*1	
6		└付表2*1	
7		└付表3*1	
8		法32条同意書	
9		法32条協議書	
10		土地の地図(公図の写し)【県規則6条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
11		土地の登記事項証明書【県規則6条】	●申請時に権利効力のあるもの。
12		開発行為の施行等の同意書【省令17条】	●属人性の強い許可であり、100%同意を原則とする。
13		└同意をした者の本人確認資料【県規則5条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
14		└開発区域内権利者一覧表【県規則5条】	▲筆数10以上は添付する。
15		水利権者の同意書	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
16		他法令許可書等の写し関連他法令許可等一覧表	
17		現況写真(2方向以上)	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。

◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇨ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適否	名称【関係規定】	●...記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲...簡素化に係る説明(平成28年度以降)
18		指定集落内建物(住宅)許可申請に係る説明書【(参考様式)】	▲様式の作成を通じ、申請者が許可基準の適否を確認する。
19		└【本人居住の場合】住民票又は戸籍附票謄本	●当該中学校区に通算して10年以上居住したことがある者の場合。
20		└【本人勤務の場合】勤務先の法人登記簿謄本等 在職証明書(勤務先の代表者による証明)	●当該中学校区に通算して10年以上勤務したことがある者の場合。
21			
22		└【本人以外居住の場合】住民票、申請者又は本家世帯主の戸籍附票謄本	●当該中学校区に線引き前から居住している世帯である者の3親等以内である者。
23		予定建築物の各階平面図	●想定浸水深、居室床高さ(想定浸水深以上の高さであることを)明示。
24		予定建築物の立面図	●想定浸水深、居室床高さ(想定浸水深以上の高さであることを)明示。

◆手引第6章1(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載を要す。)]を参照

番号	適否	名称【関係規定】	●...記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲...簡素化に係る説明(平成28年度以降)
25		開発区域位置図【省令17条】	●縮尺1/10,000以上。大規模指定既存集落(申請に直接関わりの無い集落は除く)を明示。
26		開発区域区域図【省令17条】	●縮尺1/2,500以上。大規模指定既存集落(当該指定集落の辺縁部による場合には『◆別記(立地基準適否の審査)』において、1-2又は1-3に該当することを確認できる事項を含む)を明示。
27		現況図【省令16条】	●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。

28	求積図 面積 m ²	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。 ^{※2}		
29	土地利用計画図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上 ●ベンチマークの位置と高さ、想定浸水深、居室床高さ(想定浸水深以上の高さであることを)を明示。		
30	造成計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上		
31	造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺1/500以上 ▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。		
32	排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500以上		
33	└ 排水施設に関する計算書	●面積0.1ha未満計算不要、0.1ha以上0.5ha未満は一次放流先まで計算 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※2}		
34	└ 排水施設構造図	●縮尺1/50以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※2}		
35	給水施設・消防水利計画図【省令16条】 ^{※1}	●縮尺1/500以上		
36	がけの断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上		
37	擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上		
38	└ 構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。 ^{※2}		
39	公共施設新旧対照図	●縮尺1/1,000以上		
40	その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】 申請者の暴力団員等非該当誓約書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条、34条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。 ●盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要		
◆別記(立地基準適合の審査)→法34条14号(群馬県開発審査会提案基準4)に適合することの審査事項				
※番号1~10のすべてに該当すること。(線引き:昭和・平成 年 月 日)				
番号	適否	審査事項		
1		申請地は、次の1~3のいずれかに該当すること。		
-1		大規模指定既存集落内		
-2		【周辺区域 ア】当該大規模指定既存集落と申請地を含む半径100mの円の区域内におおむね30以上の建築物の敷地が存する区域		
-3		【周辺区域 イ】当該大規模指定既存集落と申請地を含む短辺100m、長辺300mの矩形の区域内におおむね30以上の建築物の敷地が存する区域		
2		申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深3.0m以上の場合(知事が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく指定区域)を除く)は、次のいずれにも該当すること。		
		当該建築計画等において、安全上及び避難上の対策として、建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水深(10cm単位として、10cm未満の値は切上げて適用)以上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。		
		申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含まれていないこと。		
3		申請者は、次の1・2のいずれかに該当すること。		
-1		当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住した期間及び通勤した期間が通算10年以上ある者		
-2		当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に線引き前から居住している世帯である者の3親等以内である者。		
		法人による申請の場合は、上記要件(2-1又は2-2)に該当する者が8割以上出資していること。		
4		予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものであり、かつその用途は次の1~5のいずれかに該当すること。		
-1		工場(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供するものを除く)		
-2		事務所		
-3		倉庫(産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供するものを除く)		
-4		店舗(風営法の適用を受けないもの)		
-5		運動・レジャー施設(風営法の適用を受けないもの)		
5		土地利用は、騒音、振動、臭気又は景観等、周囲の環境等に著しく害の及ぶおそれがないこと。		
6		危険物を取り扱う場合は、その取扱いが適正であること。		
7		予定建築物が店舗の場合は、延べ面積が500m ² 以下であること。		
8		申請地の面積は、原則として2,000m ² 以下であること。		
9		予定建築物の容積率は、原則として100%以下であること。		
10		予定建築物の高さは、原則として10m以下であること。		
特 記 事 項	<input type="checkbox"/> 現地調査：令和 年 月 日	処 理 欄	受 付	前・太 土木事務所
			付	令和 年 月 日 第 号
			許 可	令和 年 月 日
			可	許可番号 第 号

※1：自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※2：簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。